

告 示

埼玉県告示第五百九十七号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十九年五月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一四―八―四号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字三島八八六―一他百四十九筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 四千五百八十四・七二立方メートル